

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
1. (資金の)追加性 (Additionality)	京都議定書では「認証された事業活動がない場合に生じる削減に対して追加的な削減」と記載。	<p><u>AN 5 8</u> (F . 資金供与)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金は ODA のフローに追加されるもの <p><u>AN 8 3</u> (G . 適格性確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 排出量の削減が認められる (b) ODA の流用禁止 (c) 商業的事業の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ODA が認められるかどうか。 ・ 商業的プロジェクトも対象となるのか。 	<p><u>Box. B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM プロジェクトの公共資金は現在の ODA に追加的なものでなければならぬ。 	<p><u>CMP, Option A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (附属書 I 国の CDM 活動のための (公的) 資金は、 (現在の) ODA と同じく、附属書 II 国の資金供与義務に対し、 (明確に追加的である) (その代用にはならない) (分離されるものであり、その助けになるものに勘定されない) 。) ・ (商業的 BAU 事業は CDM としては不適格。) <p><u>CMP, Option B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 《 主旨は Option A と同様 》 (商業的 BAU 事業は CDM としては不適格。 ODA や他の既存の資金公約は CER の獲得には利用できない。議定書 12 条と、条約 4 条 3,5,7 の実施は区別されることに留意。) <p><u>AN G. 45</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 《 CMP, Option A と同様。 》 <p><u>AN H. 63</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 《 CMP, Option A と同様。 》 ・ (設備の追加性は、そのリスクを考慮したプロジェクトの内部回収率が __% よりも低い場合認められる。 EB は国ごとのリスク調整係数と __% の数字を決定する。)
2. 適格性確認 (1) ベースライン問題	ベースライン等の基本は COP で決定するが、詳細はレファレンスハンドブックによる。	<p><u>D 8</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IPCC に対して、Executive Board (EB) の指導によりベースラインの設定のための指針の作成を要請。 <p><u>AN 6 4</u> (G . 適格性確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動は指定された運営組織によって評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベースラインはどのように決まるのか。(標準 or 個別) (決定主体) 	<p><u>Box. B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ COP/MOP の下、Executive Board (EB) は運用可能性のため規則や基準を開発。 ・ 標準化ベースラインという適切な ANI 諸国平均をベースにしたものを、小規模プロジェクト (__MW 以下) や再生可能エネルギープロジェクト (__MW 以下) に適用可能。 ・ EB は、これら特定のプロジェクトタイプの優遇措置について、推薦事項を作成 	<p><u>D ' 10-13, Option A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Executive Board (EB) の指導のもと、ベースライン設定のガイドライン作成を (IPCC) か (SBSTA) に要請。 ・ (1MW 相当以下及び再生可能エネであれば 5MW 以下のものに利用できる基準のベースラインの作成を SBSTA14 に要請。) ・ (ベースライン設定のガイドラインと信任手続きの勧告を SBSTA に要請。) ・ (リファレンスマニュアルに上記内容を含めるよう EB に要請。) <p><u>D ' 14-16, Option B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB の指導のもと、CDM 活動が無い状態に加えて、人為的な排出削減 (と人為的な吸収源の拡張) を決定するベースライン設定のガイドライン作成を依頼。

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時 交渉テキスト内容 注1)	COP6での ポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
		<p><u>AN 9.3</u> (G . 適格性確認) (a)事業固有のベースライン (b)複数事業のベースライン</p> <p><u>AP - B.2</u> CDMレファレンスマニュアル記載内容 (a)ベースラインの設定 (b)追加性、事業の種類 (c)モニタリング</p>		し、提出することが求められる。	<p>成を依頼。 ・ベースライン設定のガイドラインと信任手続きの勧告を SBSTA に要請。SBSTA 15 の前までに。 ・リファレンスマニュアルに上記内容を含めるよう EB に要請。 <u>D ' 17-18, Option C</u> ・ベースライン (や閾値 モニタリング) の手法に関する勧告とガイドラインの草案の作成を SBSTA に依頼。</p> <p><u>AN.H.73</u> ・ Option 1: ベースラインは一つのプロジェクトの詳細を基準に設定。 ・ Option 2: ベースラインは、一つのプロジェクトの詳細か、多数のプロジェクトを基準にするかどちらでもよい (LULUCF プロジェクトについてはプロジェクト詳細をベースにするのみとする。)</p> <p><u>AN.H.74</u> ・プロジェクト参加者は以下のベースラインのうち、(一番低い) (一番種加に適切である) ものを選択可能。 (a) 存在する現在の、及び過去の排出 (b) 設営への障害を考慮した上での経済的な技術による排出 (c) (Option 1:過去 2 年間に実施された活動の良い方から 20%の平均の排出 Option 2:過去 5 年間活動の平均排出など、比較可能な最近の活動のもの)</p> <p><u>AN.H.75</u> ・ (重工業、エネルギー産業の新規種加には、少なくとも過去 3 年間に建設されたものの良い方から 20%のレベルのものをベースラインと選ぶ。エネルギー産業には、ホスト国の新規プロジェクトに使われる燃料構成により決定される。燃料が同定できない場合は、一番少ないエネルギー強度のものを選択。)</p> <p><u>AN.H.76</u> ・ (LULUCF活動のベースラインは、プロジェクトの寿命、(ベースラインの選択即ちプロジェクト毎かマルチプロジェクトか、) (ベースライン手法、) (グッドプラクティス、) 持続性、漏洩、追加性、責任に考慮。)</p> <p><u>AN.H.77</u> 《議論されていない項目》</p>

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時 交渉テキスト内容 注1)	COP6での ポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
					<ul style="list-style-type: none"> ・ (LULUCF 活動による緩和の効果が永久的なものではないことに関連して以下のことを適用する。 (a) 期限付きの CER "temporary CER =T-CER" とする。 (b) T-CER の期限前に緩和効果が逆転するような場合は、プロジェクト実施者はキャンセルされる分の移転の責任を持つ。置換されたものは残余期間よりも長く有効なものとする。運営組織に T-CER の発行前に、それらの財政的な保証、割り当て量の蓄えなどがあることを提示。 (c) T-CER 発行後、定期的にモニターする。モニターに失敗した場合、(b) のキャンセルとみなす。 (d) 期限終了時、緩和効果が存続している場合や、プロジェクト実施者が十分な保証を呈示した場合、新規 T-CER が発行される。) <p><u>ANH. 78</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1: AN H 67 の CDM 活動のために、プロジェクト実施者は、 (a) 附属書 I の適切な平均に基づき、限られた基準ベースラインを用いてよい。 (b) (EB で定められる) (COP/MOP で承認される) 他のもを用いてよい。 ・ Option 2: AN H 67 の CDM 活動のために、プロジェクト実施者は、承認された地域的もしくは地球規模のデフォルトのベースライン、基準の寿命、単純なモニタリング手法を用いてよい。 <p><u>ANH. 79</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じような小規模プロジェクトは束ねられ、<u>適格性、認可認証の上で個々の独自性を損なわず、一つのものとして登録可能。</u> <p><u>ANH. 80</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (年間__トン以上の排出、もしくは全体で__トン以上の排出と見積もられるプロジェクトは、プロジェクト固有のベースラインを用いる。) <p><u>ANH. 81</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベースラインの開発には、国内政策、環境、地域の燃料利用可能性、電源拡張計画、経済状態など考慮される。 <p><u>ANH. 83</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (プロジェクトの信用期間 crediting period として、実施者は以下の中から選択しなければならない。 (a) 単一の信用期間：以降はプロジェクトは無効。ベースラインは一定。(i) プロジェクトの運用寿命 (ii) (排出削減活動の場合) (15 年)、(LULUCF

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書(11/24付) 注2)
					<p>活動の場合は)(__年)。</p> <p>(b) プロジェクト実施者により5年毎に信用期間を更新。運営組織が安全な継続性とベースラインの見直しをする。</p> <p>(c) (LULUCF活動に関しては、信用期間について正当な根拠が必要。))</p> <p><u>ANH.84</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再生可能エネについては、15年の信用期間を用いる。5年毎に信用期間を更新し、運営組織が安全な継続性とベースラインの見直しをする。) <p><u>ANH.88</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの境界は、実施者のコントロール下にあり、活動に属すると考えられる全ての人為的資源とする。 <p><u>ANI.93</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録されたモニタリング計画の実施は、認証・認定、CERの申請に必要な条件。 <p><u>ANH.79</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じような小規模プロジェクトは束ねられ、適格性、認可認証の上で個々の独自性を損なわず、一つのものとして登録可能。
<p>2. 適格性確認 (2) 事業活動の種類 (Eligibility)</p>	<p>日本はホスト国の判断とすべきと主張しているが、EUIは限定すべきとの見解。</p>	<p><u>D.7</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブリストの採択(再生可能エネ、省エネ、DSMに限定。) <p><u>AN.7.8</u>(G. 適格性確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な開発を支援するもの。 ・原子力の利用は認めない。 ・植林、再植林を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるプロジェクトは限定されるのか。(植林は認められるのか。) 	<p><u>Box. B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト活動が持続可能な開発に関する国内戦略と合致したものであるかどうかを判断するのは締約国の権限。 ・CDMに原子力施設を用いることを控える。 ・ポジティブリスト ● 再生可能エネ(小規模水力発電など) ● エネルギー効率改善 ・CDMに新規植林および再植林を含める。 ・森林減少や土地の劣化を防ぐ活動は、CDMクレジットを受ける資格はない。 	<p><u>D.8</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ポジティブリスト ● 再生可能エネ ● エネルギー効率改善 ● DSM ● LULUCF活動) <p><u>ANH.60</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(再生可能エネ、海洋温度差発電、微生物分解、優等エネルギー効率技術、(交通)(全)部門の省エネを優先的に行う。) ・(原子力の利用は(支持しない)(含めない。)) ・((議定書3.3、3.4の手法が確立するまで)吸収源の減少を広げる活動は含めない。) ・((2000年から第一約束期間の初めまでの)植林、再植林(と森林破壊の防止)を含むLULUCF活動を含める。)

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
					<ul style="list-style-type: none"> ・ (砂漠化、生態系・流域保全、土地管理の改善に対応するため)炭素隔離を優先的に行う。) <p><u>ANH. 67</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM 活動が以下の場合に追加的。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非化石燃料ベースのエネルギー生産活動は(10)(15)(50) MW 以下のもの ・ 化石燃料ベースのエネルギー生産活動は(1)(5) (15) MW 以下のもの ・ 省エネ活動は(1-5) (5) (10) MW 以下のもの
3 . 組織	EB、運営組織のメンバーをいかにするか。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国、途上国のどちらが主体となるか。 	<p><u>Box. B</u> <u>CDM の EB の構成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB の健全性、信頼性、効率的な運営可能性を確保する。 ・ EB の構成と投票手続きをバランスのとれたアプローチとする。 ・ 5つの各 UN 地域グループから同数のメンバーとし、これに、小島嶼途上国のグループから1名の代表を加える。(16名) ・ 全員一致で合意が望ましいが、出席し、会合で投票するメンバーの4分の3の多数決でも採択可。 <p><u>COP/MOP 対 EB の意志決定権限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB は COP/MOP の権限の対象であり、その指針を受け、また説明責任を負う。 <p><u>CDM を速やかに開始するための機構</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB は、補助機関の次回セッションで選出。 ・ EB は FCCC 事務局のサポートを受けらる。 	<p><u>D ' 1-4. Option A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM の速やかな実施開始のために EB を設置し運営する。EB は___までに最初の会合を行う。 ・ この決定は採択に直ちに有効であり、COP/MOP で決定基準が採択されるまで有効。 <p><u>D ' 5. Option B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属書の規定に沿って速やかに CDM を開始。その際、EB の召集など必要な制度の設定を優先的に考慮する。 <p><u>ANA. 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ COP/MOP が EB を定義。また、EB の手続きの承認を行う。 <p><u>D ' 23</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (暫定的) EB のメンバーの選出については、附属書に掲載されたものとし、附属書の手続きに沿って指名される。 <p><u>ANB. 6</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1: (COP 事務局の構成人数比を考慮し、小島嶼国から一人を含み、) 議定書 I 国、非附属書 I 国からそれぞれ(8) __人選出(交代制とする)...16人。 ・ Option 2: (COP 事務局の人数比を考慮し、小島嶼国から一人を含み、) UN5 地域からそれぞれ(3) __人選出(交代制とする)...15人。 <p><u>ANB. 7</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB は締約国(と非附属書 I 国からそれぞれ)指名される。COP/MOP から選出。補充も同様。

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
					<p><u>D'26</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (暫定的) EB の事務的費用 (を包含する資金) については、締約国に寄付を求める。これは返還される。 <p><u>APA.1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営組織は、法人 (国内の法人が国際機関)。 ・ 必要な専門知識を持った人で構成。
4 . 途上国の参加 (participation)	<p><u>途上国単独プロジェクト、途上国に夜 CER 保有を認めるべき</u></p> <p>韓国等、日本以外のアンブレラグループ認めるべきでない</p> <p>日本、EU、中国</p>	<p><u>AN40</u> (E . 参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議定書を批准し、国別報告を行っている非附属書国は、CDM [に参加できる、から便益を受ける] <p><u>AN.51</u> (E . 参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非附属書国が、事業の承認時に認めてなかった全てのコスト、リスク、責任は、附属書国の責任とする。 <p><u>AN53</u> (E . 参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非附属書国は事業を認定、モニタリングする国内当局を指定する。 		<p><u>Box. B</u></p> <p><u>CDMでのLDCの参加を促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LDCs での組織的なキャパシティビルディングに特別な注意。 ・ LDCs での CDM プロジェクトは、適応のための一部収益の徴収を免除。 <p><u>Box. D</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非附属書 I 締約国による CDM 参加については適格要件を求めない (京都議定書を批准し、12 条規定の約束を達成している締約国であれば CDM に参加可能)。 	<p><u>D'6</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非附属書国、特に LDCs 及び小島嶼国の CDM 参加を促進するためのキャパシティビルディングを行う。 <p><u>D'7</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (D'6 のための特別な機構の設立。) <p><u>ANF.37</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (どの CDM 活動も附属書 I 国と非附属書 I 国両方を含まなければならない。) <p><u>ANF.39</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非附属書 I 国は CDM 活動により便益を受ける。その条件は、議定書を批准していること (、国別報告書を提出していること) (、COP/MOP の手続きに従っていること) である。 <p><u>APE.1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB は非議定書 I 国の CER の申請 (、獲得、所持 (、移転)) の正確な計上のため、登録簿を作成、管理する。 <p><u>APE.3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録簿への計上により、管理費用を含む、収益分配の管理がされる。
5 . クレジットの互換性 (Fungibility) (Transferability)	<p><u>互換性なし</u></p> <p>中国等</p> <p><u>互換性あり</u></p> <p>アンブレラグループ</p>	<p><u>AU47</u> (E . 参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CERs を次の約束期間に使うか、別の締約国へ移転できる。 ・ CERs は 割当量や、17 条に基づく移転可能な 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CDM から発生するクレジットは売買可能か。 ・ 排出量 	<p><u>Box. B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CERs が締約国の割当量に加算され、また附属書 B に基づくその国の割当量を変えることなく、3 条での数量目標や遵守目的で用いることができる。 ・ CERs と割当量の一部は、COP/MOP 	<p><u>CMP. Transferability</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (CERs は他の締約国か、企業に転売 (してもよい) (してはいいない))。 <p><u>CMP. Fungibility</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (COP/MOP が定める規則や手続きに基づき、排出削減ユニット (と CERs) (と AAU) (と割当量の一部) を交換 (してもよい) (してはいいない))。

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
		割当量を変更するものではない。	取引で売買できるのか。	が設定する規則や手続きに基づき交換することが可能。	<p>い))。</p> <p><u>ANC. 28</u></p> <ul style="list-style-type: none"> CER が超過して発行されたとき、運営組織は CER 超過分と等価の CER (か AAU) (か PAA) (か ERU) を発行させる。 <p><u>ANE. 36</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 《国別登録簿計上のオプションの一つとして》 (全ての割り当て量の変化) (移転されたもしくは獲得した ERU, CER, (AAU) (PAA)) ((AAU) (PAA) と) ERU の追加量と CER の追加量を・・・《以降登録簿に関する記述が続く》。 <p><u>ANH. 77(e)</u> (議論されていない項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属書 I 国は T-CER を遵守に用いてもよい。締約国は期限前であれば、他の割当量と置き換え可能。 <p><u>ANK. 102 (c)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 残った CER を、(参加した実施者と締約国の) (参加した附属書 I 国の) 登録の計上に (移転) (預金) する。
6 . 補足性 (Supplementality)	上限設定を EU が主張	<p><u>AP - X 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (a) $5\% \times (\text{基準年} \times 5 + \text{割当量}) / 2$ (b) $((1994 \sim 2002 \text{ の } 1 \text{ 年}) \times 5 - \text{割当量}) \times 50\%$ の高い方を越えてはならない。 ・ 6, 12, 17 条の使用上限: 25 ~ 30% ・ CERs の使用上限: 25% ・ 短期的には制限を課すが、長期的には自由に利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の削減目標達成ポータルフォリオへの影響は? 	<p><u>Box. B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に 1990 年以降の国内活動で排出目標を達成する。この原則の遵守は、遵守委員会の促進部により評価される。最初の評価は 2005 年提出の附属書 諸国第 4 回国別報告書で報告される。 	<p><u>AP X. 1</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1: 詳細な規定なし。 ・ Option 2: 附属書 I 国は国内活動で排出目標を達成する。(25% の使用上限。この数値は定期的に COP/MOP で見直し。) ・ Option 3: 議定書 6, 12, 17 条の 3 つのメカニズムによる量は以下を越えてはならない。 (a) $(5) (25)\% \times (\text{基準年の排出 (あるいは基準期間の平均排出)}) \times 5 + \text{割当量}) / 2$ (b) $((1994 \sim 2002 \text{ の } 1 \text{ 年}) \times 5 - \text{割当量}) \times 50\%$ の高い方 この上限は、93 年以降の国内対策を通じて、排出削減が約束期間の上限よりも大きかった分まで引き上げ可能。 ・ Option 4: 国内対策を目標達成の主方法とする。遵守のために割当量の ___% の使用上限を設ける。

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
		用できる。			<p><u>AP X. 2</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (CER の (移転或いは) 獲得のいかなる上限も議定書 4 条の排出割り当て量に適應される。) <p><u>AP X. 3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (CER の (移転或いは) 獲得の正味量についてのいかなる上限も、議定書 4 条のもとで運営する個々の締約国に適應される。)
7 . 民間の参加		<p><u>AN 4 9 (E . 参加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融機関及び多国間基金を含めて民間、公的な組織は、締約国の承認を得て事業に参加できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業が参加できるのか？ 		<p><u>AN E. 40</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (国際金融機関及び多国間基金を含めて) 民間、公的な組織は、締約国の承認を得て事業に参加できる。 <p><u>AN E. 41</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1, 2: CDM 活動への民間、公的機関の参加を認可する締約国は、議定書・条約の義務の全責任を負い、参加が手続きと整合性がとれているかを確認する。 <p><u>AN E. 46</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1: CDM プロジェクトは附属書 I 国 (及び非附属書 I 国)、<u>国際金融機関及び他国金融機関を含めた民間・公的機関により、独立もしくは共同で開発、資金供与、実施されてもよい。</u> ・ Option 2: 附属書 I 国は資金のなかに、民間・公的機関からの資金を含めてもよい。
8 . CDM の地域分布と、配分基金	CDM 事業が地域等により偏る事を懸念している。	<p><u>AN 6 0 (F . 資金供与)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EB が管理する多国間基金を通じて資金供与を行い、CERs は出資比率に応じて配分。 <p><u>AN 6 2 (F . 資金供与)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM 事業活動の地域的分布の不均衡に対処する公正配分基金を運用。(非附属書 国は事業を提案できる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進国、途上国の双方が納得できる内容となるか？ 	<p><u>Box. B</u></p> <p><u>CDM プロジェクトの地理的分布促進</u></p> <p>全ての締約国に CDM 参加の機会があるべき。CDM プロジェクトの公平な分布促進。(これに関連し、ベースラインの記述 (2.) あり。)</p>	<p><u>D ' 20</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM 活動の (公平な) 地域分布を定期的にレビューする。 <p><u>D ' 21, Option A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (CDM の地域分布のための公平な配分基金の設立。管理主体は_____。(COP/MOP が定める) (附属書 _____ に定める) 方法に沿って附属書 II 国が資金供与。 CERs は出資比率に応じて配分。非附属書 国は事業を提案可。 EB はプロジェクトに資金を配分。) <p><u>D ' 22, Option B</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CDM の地域分布のための公平な配分基金の設立。附属書 II 国が資金供与。 CERs は出資比率に応じて配分。非附属書 国は事業を提案可。

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時 交渉テキスト内容 注1)	COP6での ポイント	議長による最終提案 (11/23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11/24 付) 注2)
<p>9 . 基金 (1) 適応基金 (Adaptation fund)</p>	<p>京都議定書では「非附属書国は利益を得る」と定義されている。</p>	<p><u>AD - E 1</u> ・特に脆弱な発展途上国の適応化コストを支援する。</p>	<p>・先進国、途上国の双方が納得できる内容となるか？</p>	<p><u>Box. A</u> ・GEFの下で新たな資金を創設。LDCs や SIDs のニーズに対して特別な配慮。 <ul style="list-style-type: none"> • 信託資金として GEF の下で設立。 • 資金は CDM での徴収配分 (プロジェクトで発生した CERs の 2%。プロジェクトは、UN 実施機関により実施。 • CDM の EB が資金を管理し責任を持つ。 • COP/MOP は資金提供プログラムや優先性、資格規準について指針を与える。 ・適応活動の分類：森林後退の回避、土地劣化および砂漠化の防止</p>	<p><u>D ' 19</u> ・ (既存制度) (資金調達が可能な主体) により適応基金は管理される。 <u>D ' 25</u> ・ (CDM による収益は、事務的費用と附属書 D に定義された適応基金を包含するように、附属書 C に沿って、収集及び配分される。) <u>AN K. 102 (b)</u> ・ 附則 C に基づいて、CER の申請に関する事務的費用を包含する資金を集め、議定書 12.8 に基づく <u>適応コストを助成</u>する。 <u>AP D. 1</u> ・ 気候からの悪影響に脆弱な途上国の支援のために適応基金を設置。プロジェクトの収益の一部を利用 <u>AP D. 2</u> ・ 管理は (COP/MOP が定める既存の期間か) (資金運営を委任される組織) によってされる。 <u>AP D. 6</u> ・ 適応基金による適応活動は、 (a) 国が推進すること (b) 国の規制、戦略、持続可能な発展のための優先順位と適合性をもつこと (c) 環境的影響評価の対象となること (d) 地域の利害関係者を考慮に入れること (f) コスト効率性の高い方法で実施すること。 <u>AP D. 8</u> ・ (森林及び土壌の炭素貯留量を維持する適応策は適応基金を受けられる。 ・ 以下の活動に限定。 (a) (自然林の保全) (b) (植生の劣化の回復) (c) (危機に瀕した地域の保護) (d) (土地劣化の回復))</p>

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時 交渉テキスト内容 注1)	COP6での ポイント	議長による最終提案 (11 / 23 付)	ハーグ COP 6 での最終提出公式文書 (11 / 24 付) 注2)
9 . 基金 (2) 条約基金 (Convention fund)				<p><u>Box. A</u> GEF の下で新たな資金窓口を創設。 LDCs や SIDs のニーズに対して特別な配慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GEF の下での特別な窓口。 ・ 附属書 II 国による途上国での活動 (技術移転、能力育成 (CDM)、緩和施策を含んだ国内プログラム、経済多様化へ向けての支援)、附属書 I 国による EIT での能力育成に追加的な資金提供。 ・ 資金源としては : <ol style="list-style-type: none"> 1. GEF への第三次増資 2. 附属書 II 国による自主的な寄付金提供 3. 附属書 II 国が、初期割当量の % を基金の登録に回す。附属書 I 国は、3.1 条での約束遵守の目的で、17 条の規定によりこれらのユニットを獲得することが可能。 4. ODA <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の GEF カウンシルが基金を管理。基金は COP の特別な指針の下で機能し、責任を負う。これにより GEF は、途上国ニーズや優先度によりよく対応し、資金を受けられる活動範囲も拡大、手続きと方針も整備。 	
9 . 基金 (3) その他				<p><u>Box. A</u> 適応基金と条約基金に加えて、資金源を増大させることで合意。締約国は 2005 年までに、その合計額が年間10 億米ドルレベルに達するようにする。下回る場合には、締約国は、6 条 (共同実施) および / または 17 条 (排出取引) への罰金を課することで</p>	<p><u>AN E. 46</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Option 1: CDM プロジェクトは附属書 I 国 (及び非附属書 I 国)、<u>国際金融機関及び他国金融機関を含めた民間・公的機関により、独立もしくは共同で開発、資金供与、実施されてもよい。</u> ・ Option 2: CDM 活動のための資金は、CER 獲得を引き換えに、附属書 I 国から非附属書 I 国へ供与される。附属書 I 国は資金のなかに、民間・公的機関からの資金を含めてもよい。附属書 I 国と非附属書 I 国の

論点	SB13 までの動き	SB13 終了時交渉テキスト内容 注1)	COP6でのポイント	議長による最終提案(11/23付)	ハーグCOP6での最終提出公式文書(11/24付) 注2)
				合意。 <u>Box. A</u> <u>気候資金委員会</u> COP7で気候資金委員会を設立し、次の強制事項を課すると決定。 ・ GEF、地域開発銀行、世界銀行、UNDP、他の多国間組織のような既存の資金チャンネルや資金提供組織に政策提言を行う。(気候資金の拡充、主流化、モニタリングと評価について)	二国間同意により資金供与される。
10. 開始時期	京都議定書では2000年以降開始と記述されている。		早期開始は可能か。		<u>D' 27. Option A</u> ・ 採択後(年)(5年)を過ぎる前に、CDMの(速やかな開始)(設立の促進)(暫定的な運用)を試み、必要な行動をとる。既に登録されたプロジェクトは決定のいかなる改訂からも影響を受けない。 <u>D' 28. Option B</u> ・ 採択後 年を過ぎる前に、CDMの設立の促進を試みる。既に登録されたプロジェクトは影響を受けない。

注1) D:決議1、d:決議2、AN:附属書、AP:附則 出典: FCCC/SB/2000/CRP.14/add.1(Vol.2)

注2) D':決議草案、CMP:COP/MOP1での決議草案 AN:附属書、AP:附則 出典: FCCC/CP/2000/CRP.2、FCCC/CP/2000/CRP.2/Add.1 (尚、この列中の()は、文章の選択肢がどう残されているかが明確になるよう、文書中の括弧つきを残したものである。また《 》は筆者による編集上のコメントである。)